

図書館における電子書籍の利用とアクセス

糸賀 雅児（慶應義塾大学）

はじめに

- ・ 専門図書館にとっての図書館法と著作権法
- ・ 書籍デジタル化の三類型
 - ① デジタル新刊書籍（ブーンデジタル）、アナログ書籍のデジタル出版 ⇒ 本来の「電子書籍」
 - ② 絶版・品切れ書籍のデジタル復刻
 - ③ 国会図書館所蔵の書籍のデジタル化 ⇒ 図書館にとって重要

1. 電子書籍は「図書館資料」か？

1.1 図書館法における「図書館資料」

- ・ 図書館法第 3 条の「図書館資料」 → 【資料 1】参照
- ・ 平成 20 年図書館法改正 “「電磁的記録」を含む” の意味 → 【資料 2】及び【資料 3】参照
- ・ 「図書館の自由」宣言（日本図書館協会、1954 年採択、1979 年改訂） → 【資料 4】参照
- ・ 「望ましい基準」における電子書籍－「資料提供」か「アクセス提供」か → 【資料 5】参照

（参考）糸賀雅児 “図書館専門委員会『報告』の趣旨と〈無料原則〉” 図書館雑誌、vol.92, no.12, 1998 年, p.1097－1099.

1.2 著作権法における「図書館資料」

- ・ 著作権法第 31 条の「図書館資料」 → 【資料 6】参照
- ・ とりあえず「図書館資料」を、IFLA『書誌レコードの機能要件』をもとに定義すれば、“図書館の設置主体がその体现形を主体的かつ自律的に管理する個別資料”とでもなろう。この場合、所有は「図書館資料」であるための要件ではなく、むしろ所蔵することが要件となる。つまり、「媒体」も「所有権」も「図書館建物内」も、いずれも関係ない。

【資料1】図書館法

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 (略)

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

【資料2】社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)(文部科学事務次官、平成20年6月11日)

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて(図書館法第3条第1号、博物館法第2条第3項)

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

【資料5】「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(案)平成22年7月23日検討協力者会議

- 4 図書館は、地域の需要を考慮し、図書館資料の収集と蔵書構築の方針、及びアクセスを提供すべきネットワーク情報資源の選定方針を作成し、公表するよう努めるものとする。

【資料6】著作権法

(図書館等における複製)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

【資料8】

第5回本専門調査会における主な意見のまとめについて

※以下は前回の議論を基に知財事務局の責任において整理、まとめたもの
(平成23年2月10日内閣官房知的財産戦略推進事務局)

2. 国立国会図書館のデジタルアーカイブの提供について

(1) 外部への提供

(2) 公共図書館

(国立国会図書館/長尾氏) 適当な料金を出版社に支払うことによって、公共図書館に国会図書館から出していくということがあり得るのではないかと。現在市場で入手できない出版物に限るなど資料の種類を限定することもあり得るかもしれない。関係者の議論によって決めていけばよいのではないかと。

((社) 日本電子書籍出版協会/村瀬氏) すべて電子データとなって国立国会図書館から電子的な配信を受けられるのであれば、公立図書館はわざわざ蔵書として持つ必要はなくなるのではないかと、図書館に一定部数購入されることを想定した上でつくられる多くの書籍に過大な影響が出る可能性があるのではないかと議論が、出版界にはある。

(慶應大学/糸賀教授) 館内閲覧に限定し、同時アクセス数も制限、複製不可、という3原則の下で、無許諾送信を可能とするような法整備を進めることが、これまでの国益にかなうのではないかと。国費でデジタル化を進め、法律も整備してきたのだから、著作者の中の電子配信して構わないという方たちの書籍は全国の公立図書館を通じて遠隔地の読者にさっさと配信すべき。そうしないと投入した国費が無駄になり、知の再生産が進まなくなる。電子配信は困るという方たちとは、配信をとめておいて、別室で話合っていくべき。

国立国会図書館のデジタルデータについては、関係者の合意の上で、利便性や提供範囲の制限等民間ビジネスとの棲分ができるルール設定を行い、公共図書館への提供も含めた外部への提供を進めていくべきではないかと。

4. 図書館による書籍の電子配信

- ・ 広く国民が国会図書館蔵書のデジタル化の恩恵に浴するためには、地域の公立図書館(全国に約 3,100 館)の活用が効果的。
- ・ いつでも、どこでも、誰にでも(時間、空間、人間を超えて)という公立図書館の理念は、電子書籍の特性と親和性が高い。
- ・ わが国の公立図書館はかつてのような〈無料貸本屋〉から抜け出し、〈課題解決型サービス〉に力を入れるところも増えている。(参考:文部科学省による「図書館海援隊」活動)
- ・ 図書館における書籍の電子配信をめぐる重要課題は、以下の三つの C。

Contents(最新刊は市場に任せる、図書館は絶版・品切れの良質出版文化を支える)

Cost(経費を誰がいくらで負担するのか。電子書籍は外部サーバーに蓄積されたデータにアクセスする限り「図書館資料」(図書館法第 3 条)とは言えないから、「無料原則」(図書館法第 17 条)が適用されないと解釈できる)

Copyright(電子書籍は「貸出し」といっても、「貸与」(著作権法第 38 条 4 項)ではなく、「公衆送信」(同第 23 条)に該当するから権利者の許諾が必要)

- ・ 図書館利用者(読者)は「お金」を払うか、「時間」を払うかの選択をすることになる。
- ・ 諸外国でも公立図書館への電子配信を推進しており、特に韓国ではそのためのインフラ整備が進められている。国際競争力強化の点からも広く国民が利活用できる環境が重要。

5. 国会図書館蔵書の公立図書館への電子配信について

- ・ 「館内閲覧限定」「同時アクセス数制限」「複製(ダウンロード、プリントアウト)不可」の 3 原則の下で無許諾送信を可能とするような法整備を進めることが国益に適う。
- ・ 上の 3 原則の下で利用者から「不便」との不満が出ることが予想されるが、その需要次第で当該図書館はその書籍を購入することになり、販売促進の役割も果たし得る。
- ・ 著作権が存するものについては、権利者の意思で不許諾とし opt-out することができる。opt-out したものについては、長尾構想にある「電子出版物流通センター(仮称)」を含めた枠組みで、知財保護の観点から別途関係者間での協議を行うことになる。
- ・ この場合、出版者(社)に対しても著作権隣接権を認める必要があると考えられる。
- ・ 国民がどこに住んでいても必要な知識・情報にすみやかにアクセスできる環境を整備することで「知の循環型社会」が構築され、わが国がめざす知財立国への近道となる。

6. 結論

せっかくここまで国費でデジタル化を進め、法律も整備してきたのですから、著作者のなかの電子配信して構わないという方たちの善意を生かすためにも、そういう方たちの書籍は、全国の公立図書館を通じて、遠隔地の読者にサッサと配信してあげましょう。そうしないと投入した国費が無駄になるし、知の再生産が進まなくなります。電子配信は困るという方たちとは、配信を止めておいて、別室で話し合いましょう、ということになります。

参考:『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会(三省懇)報告』2010 年。
糸賀雅児「図書館の新たなビジネスモデルで出版市場との共存を」図書館雑誌, 97 巻, 9 号, 2003 年。

専協東発第23A02号

平成23年 4 月 28 日

正 会 員 各 位

専門図書館協議会関東地区協議会

会長 岡 村 正

平成23年度定期総会開催の件

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび下記のとおり平成23年度定期総会を開催いたしますので、ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、準備の都合上、ご出席の有無を来る5月18日までに、総会欠席の場合の委任状を5月20日午前までに、同封はがきにてご回報いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成23年5月25日（水）午後2時10分～3時10分

2. 会 場 東京商工会議所 401～403会議室
（東京都千代田区丸の内3-2-2 東商ビル4階）

3. 議 題 (1)平成22年度事業ならびに決算報告
(2)平成23年度事業計画（案）ならびに予算（案）
(3)役員の選出について
(4)その他

4. 記念講演 午後3時20分～4時50分
「図書館における電子書籍の利用とアクセス」
慶應義塾大学文学部 教授 糸賀 雅児 氏

5. 情報交換会 午後5時より 同会場にて（参加費無料）

以 上

平成23年 4 月 28日

会 員 各 位

専門図書館協議会関東地区協議会
東京都千代田区丸の内3-2-2
東京商工会議所経済資料センター内
電話・ファクシミリ(03)3283-7692

「定期総会記念講演会ならびに情報交換会」開催のご案内

このたび東日本大震災の影響により延期しておりました、著作権研究会「図書館における電子書籍の利用とアクセス」を定期総会記念講演会として開催致します。参加申込はメールまたはファクシミリ(03-3283-7692)へお送り下さい。

*正会員は“定期総会用出欠はがき”でもお申し込みができます。

記

1. 日 時 平成23年 5月25日(水) 午後3時20分～4時50分)
2. 場 所 東京商工会議所 401～402会議室(東商ビル4階)
3. 講 師 慶應義塾大学文学部 教授 糸賀 雅児 氏
4. 講 演 「図書館における電子書籍の利用とアクセス」
 - (1)電子書籍の法的位置づけ
 - ・ 図書館法における「図書館資料」と電子書籍
 - ・ 「望ましい基準」における電子書籍
 - ・ 著作権法における「図書館資料」と電子書籍
 - (2)図書館における電子書籍の扱い
 - ・ 国立国会図書館のデジタル化資料
 - ・ 長尾構想のゆくえ
 - ・ 文化庁「電子書籍の流通・利用円滑化会議」の動向
 - (3)私立図書館と電子書籍
 - ・ 私立図書館の公益性と著作権
 - ・ 私立図書館へのデジタル化資料の「送信」
5. 情報交換会 午後5時より402～403会議室にて
6. 参加費 講演会、情報交換会ともに無料
7. 申 込 メールの場合は件名「5/25 講演会申込」とし、①会員名②講演会参加者氏名③情報交換会参加者氏名を書いて、下記アドレスへお送り下さい。
申込者へは“講演会申込受付”の返信メールをお送り致します。
メールアドレス: jslakant@cello.ocn.ne.jp
8. その他 ○受付にて名刺を頂戴しますので忘れずにお持ち下さい。

.....

.....